

定 款

(第42回改正 令和5年10月1日)

株式会社 デンソー

株式会社デンソー定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社デンソーと称する。
英文では、DENSO CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車、産業車両、鉄道車両、船舶、航空機等の各種輸送機器用、宇宙機器用およびその他原動機用の電気・電子部品、その他機器・システムの製造・販売・賃貸・修理
2. 空調・冷凍・冷蔵機器および大気汚染防止装置等の環境制御に関する機器・システムの製造・販売・賃貸・修理
3. 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービス、ソフトウェアの開発・販売、および機器・システムの製造・販売・賃貸・修理
4. 給排水および各種監視モニター等に関する住宅関連機器・システムの製造・販売・賃貸・修理
5. 工作機械、計測機器および産業用ロボット・各種制御機器等の自動省力化機器・システムの製造・販売・賃貸・修理
6. 医療機器、介護機器および防火・防犯・防災機器の製造・販売・賃貸・修理
7. 特殊金属、合成樹脂、セラミックス、炭素繊維等の製品およびその素材品の製造・販売
8. 農業施設の設計・施工、農業用機器の製造・販売・賃貸・修理および農産物の生産・加工・販売
9. 前各号に関する付属品、部品および用品類の製造・販売
10. 運送業、荷役業、倉庫業および旅行業
11. 建設工事・土木工事・電気工事・機械器具設置工事およびそれらの附帯工事に関する企画・設計・施行・管理・請負
12. 金融業、総合リース業および労働者派遣業
13. 帳簿の記帳・決算等経理および給与の計算・社会保険・福利厚生等人事に関する事務ならびに診断および指導
14. 不動産の売買・賃貸借・仲介・管理
15. 教育・スポーツ・宿泊・飲食・売店・駐車場等の施設の運営・管理
16. 損害保険代理業および生命保険募集業
17. 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用
18. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県刈谷市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は 60 億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 次条に定める単元未満株式の買増請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

②株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、名古屋市においてこれを招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長がさしつかえのあるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(定 員)

第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(報 酬 等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集および取締役会規則)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前に各取締役および各監査役に対しなされるものとする。ただし緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

②前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役の中から取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定める。

②取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副会長および取締役副社長各若干名の役付取締役を置くことができる。

(相談役)

第26条 取締役会の決議により、取締役相談役および相談役各若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定員)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集および監査役会規則)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の2日前に各監査役に対しなされるものとする。ただし緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。

②前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度とする。

(剰余金の配当等)

第36条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をする。

②当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

③当会社は、前二項のほか、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(配当金等の除斥期間および利息)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日より満3年を経過して受領なきときは、会社はその支払義務を免れるものとする。

②未払いの剰余金の配当には、利息を付さない。

以 上